

## 板橋区民栄誉賞表彰規則に基づく表彰実施要綱

(平成 25 年 2 月 12 日 区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、板橋区民栄誉賞表彰規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、板橋区民栄誉賞（以下「栄誉賞」と言う。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(特に顕著な業績)

第 2 条 規則第 3 条における特に顕著な業績は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) オリンピック、パラリンピック等の世界的規模の大会で、特筆すべき顕著な成績を収めたもの
- (2) 世界的規模の文化、芸術、学術コンクール等で、特筆すべき顕著な成績を収めたもの
- (3) 特に権威のある全国的な大会等で、連続して最高の成績を収めたもの
- (4) その他、前 3 号に掲げるものと同等と認められる成績を収め、区長が特筆すべき顕著な功績があったと認めるもの

(選定にあたっての留意点)

第 3 条 規則第 5 条の被表彰者及び被表彰団体の選定にあたっては、その社会的立場、納税等についても、広く区民から支持されるものを選定する。

(公表の方法)

第 4 条 栄誉賞の表彰に際しては、原則として、氏名又は団体名・略歴・栄誉の概要について、広報等を通じて公表を行う。

(他賞との連携)

第 5 条 栄誉賞の表彰に際しては、「区民文化栄誉賞」（区民文化部及び公益財団法人板橋区文化・国際交流財団の共催で実施）との連携を図るものとする。

(庶務)

第 6 条 栄誉賞に関する庶務は、総務部総務課において処理する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 12 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日より適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。